

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 改善の状況 意見を受けての考え方, 対応状況 	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
53	[債権番号: 204] 4. こどもルーム保育料に係る未収債権の基本情報について	② 滞納整理台帳への記録について	指摘	<p>【現状・問題点】 こどもルーム保育料について、監査手続実施時点における滞納債権156件中、滞納整理台帳が作成されていたのは101件で、その他については滞納整理台帳が作成されていない。 学童保育課では、文書で督促状、催告書を送付した時点で滞納整理台帳にその旨を記録しておらず、その理由として、文書発送件数が非常に多く、それを全て台帳に手入力するのは実務上非効率であることを挙げている。 しかし、柏市財務規則第43条第3項により、督促状発送の事実を適時に記録しておく必要がある。また、催告についても条例・規則等に特段の規定はないものの、適切な債権管理や法的手続実施の効率性等の観点からは、催告年月日、催告方法、内容を台帳に適時に記録しておく必要がある。督促状の発送及び催告状の発送を行っただけの状態である場合には滞納整理台帳への記録を行わなくてもよいとする明文の規定は存在しない。</p> <p>【結果】 滞納管理システム上で督促状、催告書の出力履歴データを台帳記録と連携させるようなシステム対応について検討されたい。それが難しい場合には、少なくとも年度末で一定期間（例えば3か月）滞納している債務者については滞納整理台帳を必ず作成するといった対応を図られたい。 それでも、実務上の対応が困難な事情があれば、規則等の変更により、現行の実務を容認する明文の規定を設けられたい。</p>	督促や催告、交渉経過については、全庁的な方針として必ず記録を残すこととしました。 こどもルーム保育料未納者との記録についても、同様に対応することとし、督促状等の出力履歴データを滞納整理台帳記録と連携させることとしました。	措置等を講じた	学童保育課	こども部	学童保育課	136
68	[債権番号: 206] 6. 児童手当返還金及びこども手当返還金に係る未収債権について	⑤ 徴収停止処分について	指摘	<p>【現状・問題点】 児童手当返還金及びこども手当返還金については、債務者が行方不明等により連絡が取れないことから催告手続が進んでおらず、回収可能性が相当低いと考えられる。また、DV被害者避難に伴い児童手当を遡って職権消滅した場合に生じた児童手当返還金については、DV加害者を刺激しないように催告手続を控えており、回収可能性が相当低いと考えられる。これら回収可能性が相当低い債権が少なからず存在する一方で、過去に徴収停止処分を行った実績はないとのことであった。 しかし、徴収停止処分を経ないで債権回収手続を棚上げすることは本来認められず、正当な理由があつて債権回収手続を実施していないのであれば、正式に市長の決裁を経て徴収停止処分を行う必要がある。（地方自治法第171条の5）</p> <p>【結果】 債権回収に向けた措置を講じることが困難であると認められる正当な理由がある場合には、地方自治法の規定に従い、市長の決裁を経て徴収停止処分を行われたい。</p>	債権回収に向けた措置を講じることが困難であると認められる理由がある場合には、法定の要件を満たしたうえで、柏市財務規則別表第2 4財産に基づき、部長決裁を経て適切に徴収停止を行っていきます。	措置等を講じた	こども福祉課	こども部	こども福祉課	162
76	[債権番号: 208] 8. 屋外広告物許可申請手数料に係る未収債権について	① 未収債権の管理状況について	指摘	<p>【現状・問題点】 未収債権となっている屋外広告物許可申請手数料は、K社がその場で手数料を納付せず、その後も納入通知書による期限内の納付はなかった。 その後、破産手続開始に向けた負債状況の確認通知があり、破産手続開始後、異時破産廃止となっている。 現在の当該未収債権は、平成26年10月15日に破産手続の廃止の決定を起算日として、公債権の消滅時効5年経過後に不納欠損処分の手続をとることを前提に、平成25年度から決算書上翌年度に繰り越される処理を続けている。 この未収債権の取扱いとして、正式な意思決定がなされていない点及び消滅時効の期間を5年間と考えていた点が問題であり、未収債権の取扱いについて次の点を検討する必要があると考える。 i 破産手続廃止の決定があつた場合に該当することから、10年後の消滅時効完成により債権が消滅するのを待つ方法。 ii 地方自治法第96条第10号により議会で議決することで当該債権を放棄する方法。 iii 地方自治法施行令第171条の5第1号の徴収停止を採り、iと同様、10年後の消滅時効完成により債権が消滅するのを待つ方法。 i及びiiiであれば、具体的な方針の意思決定を行う必要があるが、長年にわたり未収債権が決算書上表示されたままであり、会計の実態を表さないものと考えられる。 なお、法人格消滅の有無については、法人は破産手続開始の決定により解散した場合、破産手続による清算が行われることが予定されている一方で、破産手続が進行しないまま終了した場合には、別途、清算手続が必要であり、清算手続の結了によって法人格は消滅する。したがって、異時廃止の決定を受けた場合、清算の目的の範囲内でその法人格は存続することから、別途清算手続を採らなければ法人格は消滅しない。本件は、K社の異時廃止の決定後に清算手続が採られたことを確認できなかったため、法人格が存在すると判断することになる。</p> <p>【結果】 10年後の消滅時効まで何もしない選択肢はないものと考えられる。会計実態を適正に反映することが重要であると判断し、iiの方法に基づき、当該債権の放棄及び不納欠損処分を行われたい。</p>	屋外広告物許可申請手数料については、破産債権が非強制徴収公債権であるため、時効の完成を待つのではなく、債権放棄により債権を消滅させた上で不納欠損処分を行っていきます。	措置等を講じた	道路総務課	土木部	道路総務課	176

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
116	[債権番号: 308] 8. 市営住宅明渡遅延損害金、撤去費用立替金及び不法占拠に伴う損害賠償金に係る未収債権について	③ 不法占拠に伴う損害賠償に係る債権管理について	イ. 不法占拠に伴う損害賠償に係る未収債権の調定漏れについて	指摘 【現状・問題点】 不法占拠に伴う損害賠償金の請求事務手続きと共に発生した残置物の処分費用について、債務者等に請求を行っているが、その債権について、正式な会計処理を行わずに実施しており、歳入調定及び納入通知の送付が漏れている。この案件は2件あり、平成28年6月20日付けでそれぞれの債務者に送付した「残置物処分請求書」（市長名・公印押印での請求）が存在する。 この債権は債務者が行うべき残置物の撤去を市が代わりに行ったものであり、その費用が客観的に確定されるものと考えられるため、事実上、市に帰属する債権であると考えられる。 【結果】 調定行為も実施せずに債権の請求行為を市長名で行うことは重大な財務規則違反であると考えられるため、既に送付している2件の「残置物処分請求書」（平成28年6月20日付）の債権の実在性を早急に精査し、市としての正当な債権であることが確認されたうえで、財務規則に基づく調定を行い、債務者へ納入通知書を送付する手続きを遅滞なく進められたい。	不法占拠に伴い発生した残置物の処分費用について、調定及び納入通知を行っていくよう事務を改善いたしました。	措置等を講じた	住宅政策課	都市部	住宅政策課	244
117	[債権番号: 309] 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について	① 償還計画の見直しについて	指摘	【現状・問題点】 平成28年度の滞納件数16件のうち7件については、当初の償還計画を見直した上で、新たな償還計画に基づき償還を行っている。当該7件の債務者は、学校教育課へ「柏市高等学校等入学準備金貸付金償還計画確約書」を提出し、学校教育部長の決裁を経た上で、新たな償還計画に基づき償還を開始している。 他方で、平成28年度までに償還計画の見直しを行っていない9件のうち4件においても、学校教育課からの催告に対して、債務者が分割払いの申し入れを行った場合、学校教育課において、債務者から「柏市高等学校等入学準備金貸付金償還計画確約書」の提出を受けず、また、学校教育部長の決裁も得ることなく、債務者の分割払い申し入れを了承している。 債務者からの分割払いの申し出があった場合、履行延期の特約の手続（地方自治法施行令第171条の6）を採る必要があり、上記7件のように学校教育部長の決裁を得ることが必要となる。したがって、上記4件において、学校教育部長の決裁を経ることなく、学校教育課で債務者の分割払い申し入れを了承していることについては改善する必要がある。 【結果】 地方自治法施行令第171条の6に則り、履行延期の特約の手続を採られたい。	全庁的には生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針とし、その他の滞納者については、本人の負担を考慮し、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしますが、意思決定の方法について引き続き検討を進めます。 当課においては、入学準備金貸付金制度が既に廃止され、件数も多くないことから、債務者から分納の申し入れがあり次第、学校教育部長までの決裁を経たうえで、履行延期の特約の手続きを行っていくこととします。	措置等を講じた	学校教育課	学校教育部	学校教育課	249
122	[債権番号: 309] 9. 柏市高等学校等入学準備金貸付金に係る未収債権について	⑥ 遅延損害金の徴収について	指摘	【現状・問題点】 債務者や保証人が履行期限までに返済を行わなかった場合に、遅延損害金を請求していない。柏市高等学校等入学準備金貸付金条例には、遅延損害金の定めはないものの、柏市高等学校等入学準備金貸付金は、私債権であり、民法第404条、同第415条、同第419条により約定がない場合でも、年5分の割合による遅延損害金が自動的に発生する。 【結果】 履行期限までに返済を行わなかった債務者に対して、遅延損害金を計算の上で、請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定及び請求の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。 この見解を参考にして、所管課としての責任を踏まえた判断を行われたい。	全庁的な検討の結果、遅延損害金の徴収を開始する予定ですが、債権管理条例の改正（端数計算等の規定の新設）をし、他の私債権と足並みを揃えた上で徴収を開始することを検討していることから、徴収開始までには一定期間を要する見込みです。 しかし、本貸付金は制度が終了して新規債権の発生がないため、遅延損害金を徴収する案件はありません。	措置等を講じた	学校教育課	学校教育部	学校教育課	251

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ	
147	[債権番号: 313]	② 沼南地域における小中学校での賄材料収入の債権管理(在校生対象)について	イ. 交渉記録の様式内容について	指摘意見	<p>【現状・問題点】 学校給食センターは平成26年9月1日付けで「給食費未納者との折衝記録の保存について」の文書を各小中学校に対して配付している。その文書には、給食費未納の保護者との折衝経過等について必ず記録を残すことの徹底が要請されているが、各小中学校において交渉記録は適切に整備されていない可能性が高い。 賄材料収入を過去に滞納した卒業生等の債権を所管する学校給食センターでは、個人別の債権管理台帳である「過年度未納台帳(個人別台帳)」に詳細な交渉記録が整備されている。当該台帳の様式を使用し管理様式の形式的な統一を図り、未収債権の少額訴訟の際の証拠の提示に際して、容易に明示することができるよう整備する必要がある。</p> <p>【結果】 学校給食センターの「過年度未納台帳(個人別台帳)」等の記載事例を参考にして、各小中学校における交渉記録の様式を定められたい。</p>	督促や催告, 交渉経過については, 全庁的な方針として必ず記録を残すこととしました。 給食費未納者との記録についても, 各学校へ説明を行い, 学校給食センターと同様に対応することとしました。	措置等を講じた	各学校 学校給食センター	学校教育 部	各学校 学校給食センター	297
151	13. 学校給食費に係る賄材料収入に係る未収債権について	③ 柏地域を中心とする小中学校での賄材料収入の債権管理(在校生対象)について	イ. 交渉記録の様式内容について	指摘意見	<p>【現状・問題点】 柏地域を中心とする小中学校の賄材料費の滞納管理の中では, 統一的な交渉記録の記載方法は存在しない。しかし, その交渉記録は最終的に法的措置に訴える場合に重要な証拠として取り扱われるものであるため, 各学校においては交渉記録の様式の不備や記録内容の質には十分留意しなければならないものとする。</p> <p>【結果】 学校給食センターの「過年度未納台帳(個人別台帳)」及び柏市債権管理条例施行規則第2条の記載事例を参考にして, 柏地域を中心とする各小中学校においても, 交渉記録の様式を定められたい。なお, 交渉記録に係る統一的な様式について, 各学校で定めることが難しい場合, 学校給食を所管する学校保健課等が支援し, 協力してその様式の統一した策定を図られるよう要望する。</p>	督促や催告, 交渉経過については, 全庁的な方針として必ず記録を残すこととしました。 給食費未納者との記録についても, 各学校へ説明を行い, 学校保健課が策定した様式で対応することとしました。	措置等を講じた	各学校 学校保健課	学校教育 部	各学校 学校保健課	301
160	[債権番号: 315]	② 遅延損害金の徴収について		指摘	<p>【現状・問題点】 柏市育英資金貸付金の債務者のうち, 履行期限までに返済を行わなかった債務者に対して遅延損害金の請求を行っていない。柏市育英基金条例には, 遅延損害金の定めはないものの, 柏市育英資金貸付金は私債権であり, 民法第404条, 同第415条, 同第419条により, 約定がない場合でも, 年5分の割合による遅延損害金が自動的に発生する。</p> <p>【結果】 2名の債務者については, 貸付金元本の返済は完了しているものの, 貸付金元本の返済の際に当初の履行期限を経過していることから, 遅延損害金が発生し, かつ確定している。したがって, 本来であれば2名の債務者に対して, 遅延損害金を計算の上で, 請求する必要がある。 しかし, 確定延滞金の調定行為及び請求については, 信義則等を考慮すると, 少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。 この見解を参考にして, 所管課としての責任を踏まえた判断を行われたい。</p>	私債権は遅延損害金を徴収する方向で全庁的な検討が進んでいますが, 過去には遡及せず徴収開始年度を決めた上で, 新規に発生した債権のみ遅延損害金を徴収することとしました。 本貸付金は制度が終了しており新規債権の発生がなく, 平成29年度をもって全債権を回収していることから, 遅延損害金を徴収する案件はありません。	措置等を講じた	学校教育課	学校教育 部	学校教育課	318